

第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成27年6月12日（金）

午前10時から

場所：京都市役所本庁舎1階 E会議室

次 第

1 開 会（局長挨拶）

2 議事等

- (1) 委員長の選出 . . . P1（資料1）
- (2) 委員長の職務代理者の指名 . . . P1（資料1）
- (3) 報告
 - 奨学金等返還事務の取組状況について . . . P3（資料2）
 - 奨学金等の返還請求訴訟の状況について . . . P15（資料3）
- (4) その他

（添付資料）

- ・ 委員長の選任等について（資料1）
- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成27年3月末日現在）（資料2）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料3）

（参考資料）

- ・ 第12回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第12回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

委員長の選任等について

1 委員長の選任について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員長職務代理者の指名について

規則第4条第4項の規定に基づき、委員長が、その職務を代理する委員を指名する。

（参考1） 委員名簿

（敬称略・50音順）

委 員 名	役 職 等
たまおき す み え 玉置 すみえ	人権擁護委員
にしだ けんじ 西田 憲司	公認会計士・税理士
ふじわら はるこ 藤原 東子	弁護士
やました せん 山下 宣	弁護士

（参考2） 関係規定（委員会関係）

1 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（抄）

（奨学金等返還事務監理委員会）

第4条 前条第4項（債務の取扱い）の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、債務の取扱いに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則 (抄)

(委員会の委員長)

第4条 京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(委員会の補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

奨学金等返還事務の取組状況（平成27年3月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区 分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		猶予中 ②	免除中 ③	返 還 請 求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還 滞 納 (注2)	滞納なし
人 数	1,404	2	1,062	340	63	38	239
構成比	100.0%	0.1%	75.7%	24.2%	4.5%	2.7%	17.0%
返還請求分				100.0%	18.5%	11.2%	70.3%

注1 「④返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成26年度返還分（納期は平成26年10月1日～平成27年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（10人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成25年度返還分に滞納がある38人に10人を加えた48人である。

注3 滞納者（38人）については、平成25年度返還分から新たに滞納となった者が9人おり、残る29人は平成24年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（38人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付 . . . 13人
- ・ 返還手続未了 . . . 7人
- （うち面談困難 . . . 3人）
- ・ 所在不明等 . . . 6人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（3人）を含む） . . . 12人

(2) 平成26年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数	猶予中	免除中	返還請求	収入	未収入
26	1,711 件	3 件	1,310 件	398 件	53 件	345 件
	(100.0%)	(0.2%)	(76.5%)	(23.3%)	(3.1%)	(20.2%)
				[100.0%]	[13.3%]	[86.7%]
	130,739 千円	127 千円	102,763 千円	27,849 千円	8,238 千円	19,611 千円
	(100.0%)	(0.1%)	(78.6%)	(21.3%)	(6.3%)	(15.0%)
				[100.0%]	[29.6%]	[70.4%]

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 3 件
- 収入の大幅な減少のため 0 件
- 所在不明のため 0 件
- 特別な事情 0 件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 2 件
- 障害のため 1 件
- 所得が基準以下のため 1,307 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求３９８件」の内数

- 所得が基準以下のため ５１件（４２人）
- その他特別な事情等 ０件

(3) 督促・催告等の実施状況

平成１９～２５年度返還分に係る滞納者５４人（平成２６年９月末日現在で新規滞納者２６人，継続滞納者２８人（裁判手続中の３人を除く。また，平成２６年９月末をもって免除期間満了を迎えた者のうち，免除期間中に返還予定であった滞納分を完済していない借受者１人が増加している。）について，１１月末までに返還手続を行った者（新規滞納者８人）及び１２月１日時点で相談中等の者を除き，次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果，１１人（新規滞納者９人，継続滞納者２人）が返還手続を行ったため，裁判手続中以外の滞納者は３５人となり，裁判中の借受者を加えると滞納者数は３８人である。

ア 督促・催告の実施（新規滞納分）

平成２６年９月末日の履行期限が経過し，新たに滞納となった平成２５年度返還分の滞納者に対して，次のとおり督促等を実施した。

【督促・催告の実施状況】 (平成２７年３月末日現在)

発行日付	区分	合計	相談中	督促	催告	督促等後の 返還手続 (注)
12月1日	対象借受者(人)	18	11	7	—	8(1)
3月2日	対象借受者(人)	10	4	—	6	1(1)

(注) 相談中等により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり，（ ）内が督促等を実施した者のうち，返還手続を行った者の人数である。

【督促・催告後の返還手続の内訳】

督促・催告発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	免除
12月1日	8	8	—	—
うち相談中分	(7)	(7)	—	—
うち督促分	(1)	(1)	—	—
3月2日	1	1	—	—
うち相談中分	(0)	(0)	—	—
うち催告分	(1)	(1)	—	—

イ 催告の実施（継続滞納分）

平成24年度以前返還分に既に滞納がある28人（平成26年9月末日現在。裁判手続着手者等3人を除く。）について、所在不明・所在調査中、相談中の者を除き、催告（特別催告）を実施した。

なお、これまで相談中であったため、督促や通常催告を行ってこなかった者に対しても、今回督促等を行ったものがある。

【催告等の実施状況】

（平成27年3月末日現在）

発行日付	区分	合計	所在不明等	相談中		催告等	催告等後の 返還手続 (注2)
				(返還見込及び 返還手続中)	(面談継続中等) (注1)		
12月1日	対象借受者(人)	28	6	7	—	15	1(0)
	うち保証人請求(人)	13	—	—	—	13	
3月2日	対象借受者(人)	27	6	6	12	3	1(0)
	うち保証人請求(人)	1	—	—	—	1	

(注1) 具体的な返還の意思までは示していないが、面談を継続中の者である。

(注2) 納付相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、() 内が催告等を実施した者のうち、返還手続を行った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

催告等発行日	手続済人数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約	猶予
12月1日	1	—	—	1
うち相談中分	(1)	—	—	(1)
うち催告等分	(0)	—	—	(0)
3月2日	1	—	—	1
うち相談中分	(1)	—	—	(1)
うち催告等分	(0)	—	—	(0)

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等

（平成27年3月末日現在）

実施年度 区分	～24	25	26	27	合 計
50万円以上	4人 (3人)	0人 (0人)	2人 (1人)	1人 (1人)	7人 (5人)
100万円以上	3人	0人	0人	0人	3人
[裁判手続着手対象者]	(3人)	(0人)	(0人)	(0人)	(3人)

注1 平成26年度以降の高額滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、それぞれの区分ごとに見込んだものである。

2 上記表中の()内は、裁判で争うことを表明している借受者の人数である。

3 訴訟提起については、現在、滞納額が100万円以上の借受者を対象にして実施しているが、本来滞納額50万円以上を対象としていることから、裁判手続の審理状況や消滅時効の発生時期等も踏まえ、今後、基準対象額を引き下げることによって、裁判対象者数の増加が見込まれる。

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成26年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第3条第2項第1号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

- (1) 免除決定対象額（総額） 1,834,035,630 円（平成20年12月現在）
- (2) 免除決定額 142,282,625 円

（参考） 平成26年度の実施状況について

① 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
（参考）免除額累計	16,940	1,266,210,380	

② 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
（参考）免除額累計	5	1,918,500	

3 平成26年度返還分で5年ぶりに手続する借受者約1,000人の状況（概略）

(1) 返還制度見直し後の初年度（平成21年度）に免除された約1,000人の借受者について、免除期間（5年間）終了に伴い、改めて免除の可否を確認し、免除基準を上回る所得の方に返還を求める手続を順次行っている（平成26年度返還分の申請期間は、平成27年9月末まで）。

(2) 27年3月末の状況

ア 約800人 免除決定済

イ 約200人 免除可否確認中、免除不可、又は免除申請用証明書等準備中

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成 27 年 3 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19・20	3,626 件 (100.0%)	515 件 (14.2%)	2,890 件 (79.7%)	221 件 (6.1%) [100.0%]	186 件 (5.1%) [84.2%]	35 件 (1.0%) [15.8%]
	249,336 千円 (100.0%)	28,290 千円 (11.3%)	207,227 千円 (83.1%)	13,819 千円 (5.6%) [100.0%]	11,119 千円 (4.5%) [80.5%]	2,700 千円 (1.1%) [19.5%]
21	1,708 件 (100.0%)	193 件 (11.3%)	1,336 件 (78.2%)	182 件 (10.5%) [100.0%]	154 件 (9.0%) [84.6%]	28 件 (1.5%) [15.4%]
	136,593 千円 (100.0%)	10,631 千円 (7.8%)	109,244 千円 (80.0%)	16,718 千円 (12.2%) [100.0%]	14,888 千円 (10.9%) [89.1%]	1,830 千円 (1.3%) [10.9%]
22	1,725 件 (100.0%)	108 件 (6.3%)	1,469 件 (85.2%)	148 件 (8.5%) [100.0%]	118 件 (6.8%) [79.7%]	30 件 (1.7%) [20.3%]
	132,742 千円 (100.0%)	5,709 千円 (4.3%)	114,215 千円 (86.0%)	12,818 千円 (9.7%) [100.0%]	10,668 千円 (8.1%) [83.2%]	2,150 千円 (1.6%) [16.8%]
23	1,721 件 (100.0%)	53 件 (3.1%)	1,536 件 (89.2%)	132 件 (7.7%) [100.0%]	100 件 (5.8%) [75.8%]	32 件 (1.9%) [24.2%]
	128,901 千円 (100.0%)	3,130 千円 (2.4%)	117,252 千円 (91.0%)	8,519 千円 (6.6%) [100.0%]	6,232 千円 (4.8%) [73.2%]	2,287 千円 (1.8%) [26.8%]
24	1,719 件 (100.0%)	20 件 (1.2%)	1,572 件 (91.4%)	127 件 (7.4%) [100.0%]	92 件 (5.4%) [72.4%]	35 件 (2.0%) [27.6%]
	128,423 千円 (100.0%)	1,105 千円 (0.8%)	119,261 千円 (92.9%)	8,057 千円 (6.3%) [100.0%]	5,728 千円 (4.5%) [71.1%]	2,329 千円 (1.8%) [28.9%]
25	1,718 件 (100.0%)	6 件 (0.3%)	1,587 件 (92.4%)	125 件 (7.3%) [100.0%]	82 件 (4.8%) [65.6%]	43 件 (2.5%) [34.4%]
	128,980 千円 (100.0%)	371 千円 (0.3%)	120,511 千円 (93.4%)	8,098 千円 (6.3%) [100.0%]	5,602 千円 (4.4%) [69.2%]	2,496 千円 (1.9%) [30.8%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に 1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3 件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明（注1）	18件
	特別な事情	89件
○ 平成21年度	在学中のため	133件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明（注1）	9件
	特別な事情	37件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
○ 平成22年度	在学中のため	73件
	収入の大幅な減少のため	4件
	所在不明（注1）	9件
	特別な事情	22件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
○ 平成23年度	在学中のため	28件
	収入の大幅な減少のため	5件
	所在不明（注1）	3件
	特別な事情	16件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
	（うち、前回の審査案件分	1件）
	長期不在	1件（注3）
○ 平成24年度	在学中のため	13件
	収入の大幅な減少のため	1件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	6件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）
	（うち、前回の審査案件分	1件）
○ 平成25年度	在学中のため	3件
	収入の大幅な減少のため	2件
	所在不明（注1）	0件
	特別な事情	1件
	（うち、今回の事後報告分	1件（注2）

注1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」で報告をしている1人分（報告番号36）を示している。

3 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成19・20年度	制度の変更に係る経過措置	2, 542件
	死亡のため	1件
	障害のため	1件
	所得が基準以下のため	346件
○ 平成21年度	死亡のため	0件
	障害のため	5件
	所得が基準以下のため	1, 331件
○ 平成22年度	死亡のため	1件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 468件
○ 平成23年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 536件
○ 平成24年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 572件
○ 平成25年度	死亡のため	0件
	障害のため	0件
	所得が基準以下のため	1, 587件

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除

返還年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成21年3月26日等(注)
20	2,774	201,117,636	平成22年3月31日等(注)
21	2,699	196,960,711	平成23年3月31日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
24	2,040	157,861,125	平成26年3月26日
25	1,817	142,282,625	平成27年3月26日
合 計	16,940	1,266,210,380	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数（件）	免除額（円）	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成24年3月30日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
24～29	1	1,188,000	平成25年10月28日
25～34	1	438,000	平成27年3月26日
合 計	5	1,918,500	

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
36	A-2（検討期間不足：家庭等の事情） C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等） b（第三者情報）

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 36	猶予する奨学金の対象年度：平成21年～平成25年度返還分（高校分）
特別な事情（ <u> </u> ） A-2（検討期間不足：家庭等の事情），C（借受者本人の意思表示）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（行政不信等），b（第三者情報）
（これまでの経過） 平成21年7月に連絡対象者（保証人）を訪問し、制度変更のお詫びと免除制度の説明を行った。同年10月に再度連絡対象者と面談するが、<u>「制度変更」に納得できない。</u>」として対応を拒否された。その後も連絡対象者との接触を重ね、平成22年3月には、「考えに変化はない。」とされつつも、経過措置期間に係る平成19～20年度の返還猶予申請書類は提出され、同月31日付けで返還猶予決定を行った。 その後、平成22年5月から同年8月までの間、3回にわたり連絡対象者と面談し、返還手続への対応を依頼するが、<u>連絡対象者は「市の一方的な制度変更により返還を求められるのは納得できない。市は借受者が納得できるまで、きちんと説明責任を果たすべき。」</u>として、対応を拒否された。 引き続き、粘り強く訪問を重ねた結果、平成23年3月に連絡対象者と面談した際に「制度変更の経過と返還の現状を詳細に説明してほしい。」との申出を受けたため、奨学金制度の発足、総点検委員会の報告と京都市の対応、現行の返還制度などを資料に基づき詳細に説明した。こうした説明の結果、連絡対象者からは「今後、借受者本人に相談して対応を検討する。」との申出を受けた。 しかし、その後も、継続的に連絡対象者への訪問・面談を行うが、不在であったり、在宅で面談できたとしても、「対応を検討しているが、まだ納得できるところまで至っていない。今後、借受者本人にも相談のうえ、対応を決めたい。」と述べ、具体的な対応がなされない状況が続いた。 平成25年5月の面談の際には、<u>「知人に「市が提訴した他の借受者の返還請求訴訟の判決まで対応しなくていい。」と言われている」として、「判決が出るまで対応を留保したい。」との態度が示された。</u> しかし、平成26年6月に連絡対象者と面談した際、同人から「訴訟は係属中だが、借受者本人が新たな世帯を設けた。私も定年退職し、ようやく時間が取れたので、<u>本人にも説明・相談した結果、返還手続に応じることにした。</u>」との申出があり、同年9月に免除申請書類が提出され、同年11月に平成26～30年度返還分について免除決定を行っている。 なお、この間の事情を聞くと、連絡対象者は「制度変更」に納得できず、訴訟係属中に手続することにも抵抗があった。更に、<u>返還制度を借受者本人に説明する必要があったが、別居であることや勤務先の休日異なること、常時介護が必要な親族がいることなどから、なかなか説明できなかった。</u>しかし、借受者本人が新たな世帯を設けたことから、これを契機に決着を付けなければ、との思いが強くなり、何とか本人に説明し、本人の意思を踏まえて返還手続に応じることにした。」と伺っている。また、<u>借受者本人は、「連絡対象者から返還制度の説明を受けて理解できた。奨学金を利用した以上、返還手続に応じなければならない。」と述べたと、</u>連絡対象者から伺っている。	

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成27年4月～平成28年6月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後(各年10月1日)から3箇月後に実施(26年度返還分新規滞納者については、平成27年12月に実施予定)している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度催告を実施(26年度返還分新規滞納者については、平成28年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定)している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回(6月と12月)程度特別催告を実施(25年度返還分からの滞納者については、平成28年6月に特別催告の①を実施予定)している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が100万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の諮問、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が100万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた諮問を予定していない。

【平成27年度以降の督促・催告の実施予定】

【法的措置の流れ】

	24年度返還分	25年度返還分		26年度返還分	滞納額が100万円を超えた者 (裁判手続対象者)
		うち、25年度返還分から滞納の者	うち、26年度返還分から滞納の者		
(履行期限)	平成25年9月30日	平成26年9月30日	平成27年9月30日		各返還年度末
平成27年4月				⇒	特別催告①(注1)
5月					
6月	特別催告①	催告②			
7月					
8月			免除申請締切(9月末日)のお知らせ		
9月		催告③	【履行期限到来】		【平成26年度返還分の履行期限到来】
10月					特別催告②(注1) 滞納額の合計が100万円超
11月					最終催告(注2)
12月	特別催告②	催告④	督促		法的措置通知書の送付(注2)
平成28年1月					
2月					
3月			催告①		議会の議決(注2)
4月					訴訟提起(注2)
5月					
6月	特別催告③	特別催告①	催告②		

(注1) 平成26年度返還分までの滞納総額が100万円を超えると見込まれる者については、少なくとも27年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調停の申立てを行う場合に必要の手続である。

奨学金等の返還請求訴訟の状況

奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、いずれも平成27年4月16日午後1時10分に京都地方裁判所で判決の言渡しがあり、本市の主張が認められました。

しかし、相手方は、判決を不服とし、平成27年4月27日付けで1件（下記No.2の事件）、平成27年4月28日付けで2件（下記No.1及びNo.3の事件）、3件とも大阪高等裁判所に控訴しました。

本市は、控訴状を受け取り次第、速やかに対応手続きを行い、引き続き本市の適法性を主張していく予定です。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	A	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
2	B	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
3	C	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続きを経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地方裁判所に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をいただいている。

ウ 控訴審（大阪高裁）においても、同様の措置をしていただくよう考えている。

(3) 併合審理について (No. 1 及び No. 3)

No. 3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No. 1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

(併合を求める理由)

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、裁判所は、その場で弁論の併合を決定した。

2 京都地裁判決の内容

(1) 判決主文

被告は、原告に対し、別紙主文目録記載の金員（上記1(1)記載の請求額）を支払え。
訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 判決理由

ア 争点1 金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に係る合意があるか否か

誓約書上に記載された文言を外形的・客観的に見れば、本人の返還合意に係る意思、保証人の連帯保証契約に係る意思が書面上表示されており、仮に被告が返還不要と認識していたとしても、誓約書が返還義務を発生させるものではない形式的なものであると認めることは困難である。よって、各誓約書によって、原告と被告との間では**金銭消費貸借契約に係る合意、連帯保証契約に係る合意があった。**

イ 争点2 仮に返還合意があったとしても金銭消費貸借契約が錯誤等により無効となるか否か

被告は、金銭消費貸借契約に基づいて負担した返還義務を原告が肩代わりすることを認識していたので、返還義務そのものについては誤信がなかった。よって、**錯誤が存したと自体認められない。**

ウ 争点3 本件請求が信義則違反又は権利濫用になるか否か

原告の従前の運用や説明に信頼を寄せていた被告の予測に反する面があることは否定できないものの、条例の規定により被告に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、それをもって**信義誠実違反や、権利の乱用になるものと断ずることは困難である。**

※ なお、判決文の結論の後に、下記内容の付言が付されていた。

- ① 本件紛争は、自立促進援助金を所得にかかわらず一律無審査で支給し、これと奨学金の支給を一体的に運用する中で、**原告が借受者に対し、同和奨学金については返還する必要がない旨を長きにわたって説明し続け、借受者に対し、同和奨学金の返還が求められることはないとの信頼を抱かせたことに根本的な原因がある。**
- ② 総点検委員会が指摘したように、平成18年大阪高裁判決において違法と判断されたのは、自立促進援助金の支給に関する京都市長等の裁量についてであり、支給された借受者についてではない。
- ③ **上記違法状態を解消しようとすることは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱**

と痛みをもたらすものであり、本件紛争もそのようなものとして位置付けることができる。

④ 自立促進援助金の支給に係る原告の今日までの運用の経過にも鑑みると、**借受者には落ち度は見出し難いといわざるを得ず**、本件請求は自らの判断の誤りの責任を借受者側に転嫁するものとのそしりを受けてもやむを得ないものがある。その意味で、**本件における被告らの主張には理解できる部分がないわけではない。**

⑤ **原告は**、本件の紛争をそのようなものと再認識し、本件の解決と併せ、**同和奨学金の借受者に対する対応についても、これまで以上に十分な理解を求めつつ、より誠実かつ真摯な対応を一層尽くすべきものであると思料する次第である。**

3 京都地裁での審理経過等

(1) NO. 1 (借受者A及び連帯保証人X)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年12月13日 (木) 午前10時35分

第3回口頭弁論期日 平成25年 2月 5日 (火) 午前10時45分

第4回口頭弁論期日 平成25年 4月16日 (火) 午前10時40分

第5回口頭弁論期日 平成25年 6月25日 (火) 午前10時15分

第6回口頭弁論期日 平成25年 9月17日 (火) 午前10時15分

(第6回口頭弁論からNO. 3と併合審理)

第7回口頭弁論期日 平成25年10月29日 (火) 午前10時40分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月24日 (火) 午前10時10分

第9回口頭弁論期日 平成26年 2月26日 (火) 午前10時10分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日 (水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日 (水) 午前10時

第12回口頭弁論期日 平成26年 8月27日 (水) 午前10時40分

第13回口頭弁論期日 平成26年11月12日 (水) 午前10時 (本人尋問の実施)

第14回口頭弁論期日 平成27年 2月12日 (木) 午後 1時10分 (結審)

(2) NO. 2 (連帯保証人Y)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年11月22日 (木) 午前10時15分

第3回口頭弁論期日 平成25年 1月22日 (火) 午後 1時15分

第4回口頭弁論期日 平成25年 3月19日 (火) 午後 1時25分

第5回口頭弁論期日 平成25年 4月30日 (火) 午後 1時20分

第6回口頭弁論期日 平成25年 6月25日 (火) 午前10時15分

第7回口頭弁論期日 平成25年 9月24日 (火) 午後 1時20分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月 3日 (火) 午前10時45分

第9回口頭弁論期日 平成26年 1月29日 (火) 午前10時40分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日 (水) 午後 1時30分

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 6月18日 (水) 午後 1時30分

第12回口頭弁論期日 平成26年 9月17日 (水) 午後 1時30分 (本人尋問の実施)

第13回口頭弁論期日 平成26年12月17日 (水) 午前10時 (結審)

(3) NO. 3 (借受者C及び連帯保証人Z)

第1回口頭弁論期日 平成25年 8月 6日 (火) 午後 1時20分

第2回口頭弁論期日 平成25年 9月17日 (火) 午前10時15分

(第2回口頭弁論からNO. 1と併合審理)

第3回口頭弁論期日 平成25年10月29日 (火) 午前10時40分

第4回口頭弁論期日 平成25年12月24日 (火) 午前10時10分

第5回口頭弁論期日 平成26年 2月26日 (火) 午前10時10分

第6回口頭弁論期日 平成26年 4月23日 (水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第7回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日 (水) 午前10時

第8回口頭弁論期日 平成26年 8月27日 (水) 午前10時40分

第9回口頭弁論期日 平成26年11月12日 (水) 午前10時 (本人尋問の実施)

第10回口頭弁論期日 平成27年 2月12日 (木) 午後 1時10分 (結審)

<参考> 京都地裁での原告・被告間の主な主張

本件訴訟については、過去、返還補助制度である自立促進援助金制度の廃止により、実質給付として運用していた本件奨学金の返還を求めることとした経緯があることから、返還請求訴訟の相手方である借受者側からは、下記(1)～(3)の主張がなされ、それらが主な争点となった。

(1) 返還合意の有無(金銭消費貸借契約の成否)について

ア 被告(借受者)の主張

- ① 本件奨学金は、給付されたものであり、その申請時及び受領時において返還合意は存在せず、金銭消費貸借契約上の貸金ではない。
- ② 奨学金は、自立促進援助金制度により、実体上、給付制として運用してきたものであり、(貸与申請時に提出する)誓約書に奨学金を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけではない。当該文書は、行政内部の手続の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず、返還の合意があったことを意味するものではない。
- ③ また、教職員や隣保館職員から返還の必要がないとの説明を受けており、返還する必要がないと認識し、手続を取っていたのであり、返還の合意は存在していない。
- ④ 原告から、貸与要綱による返還方法の説明や所得審査による援助金給付の有無についての説明がなかった。これらが一切なされていないのは、両者の間に返還合意が存在しなかったからにほかならない。
- ⑤ 実質給付制として運用されてきた同和奨学金について、京都市も「返還しなくてもよい」として受給を勧め、申請者側も返還不要との認識のもと、申請時等に必要書類を提出していた。つまり、原告は、被告から提出のあった誓約書及び返還計画書の返還についての記載は、返還不要との真意に反してなされた形式上の返還合意に過ぎないものであり、奨学金申請者が返還するとの真意をもって返還の合意をすることがないことを、よく熟知していたものと言える。

よって、当該形式上の返還合意は民法93条の心裡留保の但書(相手方が表意者の真意を知り、

又は知ることができたときは、その意思表示は無効とする。)に該当し、無効である。

- ⑥ 原告は、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということを意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となると主張する。

しかし、奨学金は、最近でこそ貸与制が主となっているが、歴史的にはもともと学業支援目的での学生への金銭給付という点に本質があった。このような奨学金の性質からすれば、返還の合意について心裡留保が成立しても、奨学金の交付は単に給付契約となるだけであり、交付された金銭が不当利得となるわけではない。

イ 原告（本市）の主張

- ① 誓約書、自立促進援助金に係る（返還手続の）請書の記載内容から返還の合意はあった。
- ② 被告が主張するように、原告が奨学金を援助金と併用して運用することにより、実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりであるが、貸与が前提とされていることは、京都市と借受者との間で交わされる書類の随所に示されてきたものであり、一方当事者である市の「内部における手続」にとどまるものではないことは明らかである。
- ③ 被告主張のように、仮に原告職員が返還する必要はないと被告らに説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸付と援助金の補助とを一体のものとして運用していたことを念頭においた発言であると考えられる。
- ④ 被告は、原告に奨学金について説明してもらっていないと主張するが、申請に先立ち被告らに配付した文書「京都市同和奨学金のしおり」に貸与であることが明記されており、被告らから提出された返還計画書には、返還金額とともに、返還時期（20年）及び返還方法（年賦）が明記されている。以上により、原告は被告らに対し、就学奨励金が貸与であることについて必要な説明を行っており、被告らも当然に原告の説明を了解したうえで貸与を受けたものといえる。
- ⑤ 被告らは、貸与申請時の返還合意は真意に基づくものではないと主張するが、仮に被告主張のように、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということを意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となる。また、そもそも、これまで繰り返し主張しているとおり、貸与申請時の原告・被告間では、返還時期到来時に申請を行えば、援助金制度により返還が可能であるという共通認識があったのであり、かかる認識のもとで返還合意をしたことは、被告らの真意に基づくものであったといえる。

(2) 錯誤無効について

ア 被告（借受者）の主張

- ① 原告からの返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立したとしても錯誤により無効である。
- ② 被告は、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として、申請を行うことを示しており、錯誤に当たる。

イ 原告（本市）の主張

- ① 本件奨学金の貸付時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能してきたものであるから、錯誤には当たらない。

- ② 奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは、援助金制度が廃止されてからであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとはいえない。

(3) 信義則違反について

ア 被告（借受者）の主張

- ① 返還の必要がないと説明し続けてきたにもかかわらず、住民訴訟で敗訴したことをもって被告に返還を請求するのは、信義則違反である。市は、奨学金を給付制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきており、奨学金申請者は、実質給付されるものと信頼して、奨学金を受領してきた。
- ② 原告は、自立促進援助金訴訟（大阪高裁判決事件 平成18年3月31日判決言渡し）において、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めることはできないと主張しており、当該主張と本件訴訟における原告主張との整合性を説明されたい。
- ③ 原告は、上記②の訴訟において、「市と借受者との間には返還金をめぐっての債権債務関係は存在しない。」と明確に主張しており、本件訴訟での原告主張と矛盾していることは明らかであり、原告の釈明は何ら合理的な説明になっていない。
- ④ 平成19年12月までの市会の議事録において、当時の市長をはじめとする京都市の理事者が、「奨学金受給者に対して、返還を求める意思がない。」、「実質給付と説明していた奨学金の返還を求めることは、禁反言の法理に抵触し、権利の濫用となる。」と発言しており、原告の請求に理由がないことは明らかである。

イ 原告（本市）の主張

- ① 地方公共団体としての市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領してきた被告の信頼は法的保護に値しないことから、信義則違反（禁反言）ではない。
- ② 原告は実質給付としていた同和奨学金制度を見直し、返還を求めることとしたが、司法判断を踏まえ、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除することとし、実際に、被告の子に対して貸与した高等学校分の奨学金については、返還請求を行っておらず、この点で、被告の信頼は保護されている。

援助金制度について、従前原告は、実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とはいえないと主張してきたことは事実であるが、残念ながら当該主張は認められず、平成13年度以降の援助金支給について違法であるとの司法判断が下された結果、廃止するに至ったものである。援助金制度の廃止は、裁判所の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものであったと言えることから、禁反言の法理が適用されることはなく、被告の信頼を害しているとも言えない。

被告は、本訴における原告の主張が上記先行事件の主張と整合していないというが、仮に整合性に欠ける部分があったとしても、先行事件における京都市の主張が認められなかった以上、行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることは当然であり、本訴における原告の主張は合理的かつ相当なものである。

- ③ 被告らは、大阪高裁判決は、奨学金が給付か貸与かについて実質的に判断していないと主張するが、当該判決は、原告の同和奨学金等が貸与であること、借受者の中に返還が必ずしも困難でない者が生じていることを指摘しており、すなわち、原告が返還を請求するべきものと言っていることに他ならないと解される。

(4) 本人尋問について

- ① 平成26年9月17日 (No. 2)、平成26年11月12日 (No. 1及びNo. 3) に連帯保証人(3人) に対し、行われた。
- ② No. 1 及びNo. 3については、相手方から証人尋問の申出もあったが、裁判所が「本人尋問で十分理解できた。」として不採用とした。

<本人尋問の主な内容(要旨) について>

ア 被告側(借受者)の主尋問事項

- ① 同和奨学金を利用した経過については、同和奨学金を利用して進学し、同和問題の解決に資する(差別に負けない。)ためであり、また、中学校の担任の教師等から返済が要らないからと勧められ、また隣保館の担当者からも同様の確認ができたので、利用することを決めた。(共通)
- なお、No.2の被告は、学校に勧められて高校・大学一貫の私立への進学を決めたが、奨学金の返還を求められるのであれば、公立の高校に進学していたと述べた。(No.2関係)
- ② 奨学金の貸与を受けてから10年近くも経って、市の担当者から、「これまでは返還の必要がないと説明してきたが、京都市が裁判に負けたため、奨学金の返還が必要になった。」との説明を受けたが、京都市が一方的に「給付」を「貸与」にする制度変更を行ったことは、詐欺的な対応であり、断じて許すことができない。(共通)
- ③ 同和奨学金の申請の際に申請書に「貸与」との記載があったので、担任の教師や隣保館の職員に確認したところ、奨学金は実質給付であり、申請書類は形式的なものであり、手続上必要なので記載してほしいとの説明を受け、その説明を信頼して、記載したものである。(共通)
- ④ 書類の中には被告が記載、押印していないものもあるが、それらの書類は、市と市民の関係でなく、市職員が事務処理の便法上、本人に断りなく作成したものではないかと思う。(No.1関係)
- ⑤ 同和地区の住環境は改善されたが、学力の実態はまだ厳しく状況であり、今日でも、同和奨学金は同和問題の解決のために継続すべき意義のある事業である。(No.1関係)

イ 原告側(本市)の反対尋問事項

- ① 被告は、書面の中で、担任の教師や隣保館の職員等から、同和奨学金は「貸与」となっているが、実質「給付」で、市が肩代わりするので返還の必要はないと説明を受けたと述べられているが、市が「自立促進援助金」という補助金で肩代わりをして、返還の必要がないようにしていたことは知っていたか。(共通)
- ⇒ No.1の原告は知っていたと、また、No.2及びNo.3の被告は、詳細は知らないと主張。
- ② 被告は、記載や押印していない申請書類があると主張されているが、奨学金を利用しようとする意思を持って、現に隣保館で奨学金を受け取っていたことは間違いはないか。(共通)
- ⇒ 全ての被告が、奨学金を利用する意思を持って、連帯保証人又は借受者が受け取りに行っていたと回答した。

- ③ 貸与申請時の誓約書に「返還の事由が生じた場合には、遅滞なく返還」と記載されているが、どのような意味として、この文言を認識していたのか。また、保証人とは、一般的に本人と共に債務を保証する人のことをいうが、どのように理解していたのか。(No.1 及び3 関係)

⇒ No. 1 及び No. 3 の被告は、返還事由は中退等、不正に受給したときには返還しなければならないので、そういう場合に用いるものと思っていた。

また、No. 3 の被告は、保証人は一般的にはそうなると思うが、この書類については、行政の手続上必要なものだろうと思っていた。

- ④ 奨学金を受給されたのは高校分及び大学分であるが、今回返還請求されているのは大学分のみで、訴外の高校分は平成12年度以前に返還が開始した債務であるため、市が条例で免除していることは認識しているか。(No.1 及び3 関係)

⇒ No. 1 及び No. 3 の被告は、本件訴訟での請求対象が大学分のみであることは認識しているが、高校分がどのように取り扱われているのかは、詳しく知らないと主張。

- ⑤ 平成13年度に地対財特法の失効が決まり、その後、同和対策事業は段々と縮小されていったが、あなたは、申請時に奨学金制度がどのようななると思っていたのか。(No.1 及び2 関係)

⇒ No. 1 及び No. 2 の被告は、平成13年度以降、事業が縮小されていくかもしれないが、自分達が申請したものが影響を受けることはないと思っていた。

第12回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成26年12月16日に開催された「第12回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

1 報告

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 昨年と比べ、滞納者数が減少しているとのことであるが、返還率が向上していると認識してよいか。
→（事務局）滞納している方は、昨年と比較して確実に減少している。今までお話できていなかった方にも積極的に働き掛けた効果が出たのではと考えている。話合いができない方は減少していると判断している。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料2**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料2**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 訴訟対象のNo.2については12月17日に、No.1とNo.3の併合審理については2月に結審予定であるが、訴訟結果については、次回の委員会で報告を受けるということでよいか。
→（事務局）6月に開催予定の監理委員会では、報告できると考えている。

2 意見聴取

(1) 海外居住者に関する免除制度の取扱いについて **資料3**

事務局から**資料3**により説明を受け、監理委員会において、借受者が海外に居住している場合の免除制度の判定資料の取扱いについて、国内居住者の取扱いとの均衡に配慮し、住民票や課税証明書の代替資料として、査証や給与明細書の写し等の資料の提出により免除判定を行うことが承認された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 「非就労者の場合」には、就労不可の査証等の提出を認めるとのことだが、補足説明（※の部分）で「就労不可の査証等の提出があった場合は、借受者と世帯を同一にしている配偶者等は、借受者が扶養しているものとして取り扱います」とあるが、誰の査証の提出を求めることを予定しているのか。
→（事務局）借受者が就労している場合で、例えば借受者が配偶者等を扶養しているときには、配偶者等の就労不可の査証等の提出があれば、当該配偶者等を扶養しているということを認めるという趣旨である。

- ・ 海外居住者の場合は、基本的な考え方として、国内居住者と同等の判定を行なえばよいので、余り代替資料を限定するのではなく、できるだけ借受者の負担にならないよう十分に配慮してほしい。
- （事務局）委員の御指摘を踏まえ、借受者の手続上の負担に十分配慮して制度を運用していく。

(2) 特別な事情による猶予に関する個別審査について

本件個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

連絡対象者の傷病を猶予事由とする新たな事例であるため、審査対象となる本件について、事務局から審査対象者個票により説明を受け、特別な事情があるとして猶予することにつき、委員会として承認することとされた。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 連絡対象者は平成21年に発症した疾病により平成25年に障害者手帳の交付を受けているが、これほどタイムラグがあるものなのか。
また、障害者手帳には、障害の等級や交付時期等が記載されているのか。
→（事務局）障害者手帳は、障害の種類にもよるが、障害が固定し、改善が見込めないと確認してから交付されるため、発症後手帳交付まで一定のタイムラグが生じる可能性がある。
また、障害者手帳には、障害の等級や手帳の交付日などが記載されている。
- ・ 連絡対象者には障害があるということであるが、意思能力に問題はないのか。
→（事務局）会話をするうえで、問い掛け方を工夫すればきちんと意思疎通ができています。また、何度か訪問をする中で、通常の日常生活は送っておられることを確認しているので、意思能力に問題はないと考えている。
- ・ 今後、連絡対象者が高齢化し、認知症等、意思能力が問題となる案件が発生することが見込まれる。場合によっては後見人を立てる必要があることも想定されるので、この当たりのことも考えて質問をさせていただいた。
内容からすれば、猶予することについて、合理的な理由があると思う。

第 1 2 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

○事務局

それでは、ただ今から第 1 2 回の京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。本日は委員の皆様におかれましては、師走の大変お忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

この委員会につきましては、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行なうべく、いただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づきまして、設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております会議資料のうち、資料 4、前回の第 1 1 回委員会の了解事項及び資料 5 の議事録につきましては、既に山下委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課ホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認のほどお願いをいたします。

それでは議事の進行につきまして、山下委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

おはようございます。最初に本日の会議につきましては、定員 4 名中 4 名の委員が全員出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いに関する条例施行規則 5 条第 3 項の規定により、定足数である過半数を超えております。よって、会議が有効に成立していることを確認します。

次に、議事の進行ですが、本日の議事については事務局から報告案件 2 件、それから意見聴取案件が 2 件あります。次第の順番に従って、定例の報告案件から順番に報告していただきたいと思います。

まず、1件目の報告案件です。「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から報告をよろしくをお願いします。

○事務局

ありがとうございます。奨学金等返還事務の事業調整担当課長をしております土井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら着席して御報告をさせていただきます。

それでは報告事項1でございます。「奨学金等返還事務の取組状況（平成26年9月末日現在）」の状況について御説明をさせていただきます。資料1の1ページを御覧いただきたいと思います。

資料の説明に先立ちまして、平成26年9月末日という時点につきまして、御確認を最初にさせていただきたいと思います。奨学金の返還年度につきましては、学校を卒業されてから6箇月を経て返還が開始されるということで、通常10月1日から翌年の9月末日というのを一つの期間としております。返還に際しましては、これを20年間に分割して納付をいただくという仕組みになっております。

したがいまして、今回御報告をさせていただきます平成26年9月末日現在の状況といたしましては、本年9月末日をもって平成25年度返還分の履行期限を経過し、期限までに納付をいただいていない方につきましては、滞納という状態になっているということでございます。

また、現年度である平成26年度返還分におきましては、履行期間が本年10月1日から始まっておりますので、ちょうど2箇半月が過ぎた時点でございます。

それでは資料の御説明に入らせていただきます。

まず、「1 平成13年度以降に返還の時期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。これは、平成20年12月26日に京都市地域改善対策奨学金返還債務の取扱いに関する条例の施行に伴いまして、奨学金制度の抜本的な見直しを行なったことにより、新たに返還を求めることになった、奨学金等の借受者の返還手続の

状況について取りまとめたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」についてでございます。「①借受者」の総数につきましては1,404人でございます。それに対します返還手続の状況の内訳でございますが、「②猶予中」につきましては、大学あるいは大学院等に在学されている、あるいは所得が前年よりも3分の2以下に減少し返還が困難であるという申立てをいただいた方に対しましての返還猶予ということで対応させていただいた方の人数でございます。適用対象者は4名でございます。借受者1,404人に対する構成割合としては0.3%でございます。

次に、「③免除中」につきましては、所得が免除基準以下であるなどのため、返還免除となった方の人数でございます。適用対象者は1,270人、構成比は90.4%でございます。

また、「④返還請求」につきましては、先ほど申しました返還の猶予や免除の対象にならないということで、返還金の請求を行なっている借受者の方でございます。対象者の人数は130人で、構成比は9.3%となっております。

さらに、この返還請求の状況の内訳についてでございますが、「返還済」につきましては、(注1)にも記載していますとおり、奨学金等を全額返還された方を含めまして平成25年度返還分を納付期限である9月末日までに納付をいただいた方で74人おられます。返還請求対象者130人に占める構成割合につきましては56.9%でございます。

次に、「未返還」についてでございますが、これは「返還済」に対するもので履行期限を徒過しておりますので、全て現時点では滞納ということで掲載をさせていただいております。滞納となっております借受者の人数につきましては56人で、返還請求の対象者130人に対する構成割合は43.1%となっております。

また、滞納のある借受者56人については、注3に記載しておりますとおり、平成25年度返還分のみが新たに滞納になった方が26人。それ以前の返還分も滞納のあ

る方が30人という内訳になってございます。

なお、今後の返還状況の見通しについてでございますが、履行期限を失念されて、催告等により納付をいただけるという方も一定数ございますので、これまでの納付状況等を考えますと、今後、返還いただけると見込まれる方を含めると、最終的には7割程度に達するものと考えているところでございます。

次に、滞納の56人の借受者の取組状況につきまして、今後督促や催告の手続の対象ということになってまいりますが、ここでは参考として滞納状況の理由を大きく4種類に分類いたしまして、(注3)の下段に書かせていただいております。

ちなみに前年度の滞納者は72人で、今回は56人となり、一定、返還手続の対応が進んできたのかなと考えているところでございます。

まず、「返還手続応諾(未納)」につきましては、返還手続に関する話を一定させていただきまして、返還請求の手続に入りましたが、何らかの事由から履行期限までに返還金を納付いただけない方を対象としておりまして、32人の借受者の方がおられます。

次に、「返還手続未了」につきましては、返還手続に関する話合いといえますが、相手との意志形成ができていないという方が7人おられます。うち4名の方につきましては、今の時点でも面談そのものを拒否されたり、会っていただけるとしても返還手続に対する話には入っていけないというような方が対象でございます。

次に、「所在不明等」につきましては、借受者等の居場所が分からなかったり、あるいは海外に転出されているためにまったく連絡が取れないというような方が対象でございます。前回報告時と同様6人の方がおられます。

最後に「訴訟結果待ち」として掲載させていただいている分でございますけれども、この部分につきましては、現在訴訟をしております3人のほか、訴訟の結果を見てから検討するというようなことを主張されているような方も含めた方の人数でございます。全体として、今そういうお気持ちの方が11人おられるということでござい

す。

なお、奨学金返還請求訴訟の進捗状況につきましては、後ほど2件目の報告で御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、(注2)にお戻りいただきまして、記載では、現在免除の適用中に含めておりますが、過去の滞納分について、現在、分納誓約書により返還をしていただいている方というのが別に12人おられますので、現時点で何らかの滞納というものがある方の人数といたしましては、先ほどの56人に12人を加えた68人となってまいります。借受者総数1,404人に対する構成比といたしましては、約4.8%でございます。

次に、「(2)平成25年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」でございます。この表は先ほどの借受者を対象にして返還手続の状況を集約したものとは異なっておりまして、債権単位ということで、年度ごとに高校や大学の貸与を分けて平成25年度返還分の返還手続の状況を集約したものでございます。

平成25年度返還分の対応件数については1,718件、対象金額は1億2,898万円となっております。そのうち「猶予中」になっているものの件数につきましては5件で、対応件数に対する構成比は0.3%、対象金額は35万円でございます。

表の下に【返還猶予の内訳】を記載させていただいております。理由別の部分を示させていただいております。今回は在学中を理由とするものが3件と、それから先ほど申しましたとおり、所得減少ということで、前年から3分の2以下に所得が減少し、返還が難しいということを経由とするものがお一方、件数では高校と大学とございますので2件ということで記載をさせていただいております。

また、「免除中」の件数につきましては1,586件、構成割合は92.3%、対象金額は1億2,041万円でございます。

同様に、この部分につきましても、内訳を記載させていただいております。借受者がお亡くなりになっていることを理由とするものが2件。心身の障害を理由とする

ものが、これは要綱の規定も含めまして判断をしているところでございますけれども1件。残りの1,583件につきましては、年間所得が基準以下、生活保護基準の1.5倍以下に該当するという事で、いずれも条例の規定に基づき免除の判定をさせていただきます。

一方、返還の猶予や免除の対象とならず、返還金の請求をしている「返還請求」の件数につきましては127件、構成比は7.4%、対象金額は822万円でございます。内訳といたしましては、既に納付があり、収入済となっているものが64件、返還請求に対する構成割合は50.4%でございます。

平成25年度返還分の履行期限を過ぎて滞納となっている未収入につきましては63件、構成割合は49.6%でございます。

最終的には先ほど申しましたとおり、本部分につきましても件数的には7割程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、資料1の2ページを御覧いただきたいと思います。

【履行期限の延長の状況】でございますが、先ほどの返還請求127件の件数がございますが、このうち所得金額が基準以下であるとして履行期限の延長の措置を採っている方が13件ございます。この措置につきましては、所得が免除基準である生活保護基準の1.5倍以下に該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する所得以下ということで、返還の経済的な負担に配慮いたしまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、1年当たりの返還金額を最大半額にするという措置でございます。

続きまして「(3) 督促・催告等の実施状況」についてでございます。これは前回、7月28日に開催いたしました監理委員会報告後の取組状況といたしまして、平成26年4月1日から同年9月末日までの間の督促・催告の実施状況を取りまとめたものでございます。

全体で申し上げますと、平成26年3月末日現在で、訴訟係属中の3名の方を除く計40人の滞納者、内訳としましては新規の方が9名、継続滞納の方が31人おられましたが、履行期限後から督促及び催告を実施するまでの間に6人の方からの返還手続きがあり、さらに督促や催告を実施した結果、7人の方から返還手続きが行なわれたので、平成26年9月末現在の時点で滞納のある借受者につきましては、先ほど「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」で御報告したように30人という数に推移をしております。

ここでは「督促・催告の実施状況」について、平成24年度返還分からの新規滞納者と、それ以前からの滞納者を分けて記載をしておりますので、御報告をさせていただきます。

まず、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」についてでございます。新規の対象借受者6人のうち、相談中の4名の方を除く2名の方に対しまして、平成26年6月2日付けで督促あるいは催告を実施しております。督促・催告の実施率につきましては33.3%ということでございます。

「督促等後の返還手続等」といたしましては、相談中の3名の方を含めた4名の方が返還手続に応じられ、残り2名のうち相談中の1名を除くお一方につきましては、改めて平成26年9月1日付けで催告を行なったところでございますが、現時点では特に進展をしていないという状況でございます。

返還手続の実施結果といたしましては、【督促・催告後の返還手続の内訳】で記載しておりますが、今回は返還手続をされた4名全員が滞納金の完納をしていただいているということでございます。

次に、「イ 催告の実施（継続滞納分）」で、滞納が2年度以上ある方についての対応の部分でございます。ここでは平成24年度返還分に加えまして、平成23年度以前の返還分に滞納のある方が対象でございますが、裁判手続をしております3名を除く28名の滞納者に対しまして、所在不明等の6人、相談中の7名の方を除き、平成

平成26年6月2日付けで15名の方に対しまして催告を行なっております。

この結果、3名の方の返還手続が整い、また11名の方とは返還手続に向けた話し合い又は手続に着手することができましたので、この結果、応答がなかった残り1名の方に対しましては、再度、平成26年9月1日付けで催告を行なっておりますが、この部分につきましても現在、状況の変化がないといった状況でございます。

なお、催告後に返還手続が整いました3名の方につきましては、資料3ページの中ほどに【催告後の返還手続の内訳】を記載しておりますが、滞納金を完納した方が1名、また、前回の委員会で特別な事情の猶予として御報告をさせていただいておりますが、返還猶予の方が2名という内訳でございます。

次に、資料の3ページの「(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等（平成26年9月末日現在）」についてでございます。これは今後の訴訟提起を視野に入れまして、平成26年9月末日時点で、平成27年度までの滞納額が50万円以上の借受者の方を見込んだものでございます。

今回の報告につきましては、前回の7月の報告と同様の件数でございまして、新たに今年度に滞納額50万円以上になる方が2名、このまま滞納状態が続いた場合には、平成27年度に対象になる方が1名発生するという状況でございます。

括弧内の実数につきましては、京都市の返還請求を不当として、訴訟による決着を意思表示されている方を実数としてあげさせていただいております。今年度と来年度で滞納額が100万円に達する方というのは、この表を見ていただければ分かりますとおり、おられません。このまま滞納状況が続けば、平成28年度には、お一方、100万円を超える方が出てこられるものと見込んでいるところでございます。

なお、平成24年度以前の滞納額100万円以上の3名の方につきましては、現在、訴訟係属中ということでございます。

後、注3で少し触れさせていただいておりますが、今後の訴訟提起等を踏まえまして対応でございますけれども、現在、滞納額100万円以上の方が減少されてきたと

ということと、今年度中には、現在行なっております返還請求訴訟、この部分につきましても後ほど詳細な説明をさせていただきますが、地裁判決の言渡しも少し視野に入ってきたというような状況もございます。これらの状況を踏まえたうえで平成27年度に裁判対象基準、当初は一応50万円というのを基準にしておりましたので、その辺りの部分も今後検討材料に加えたうえで、制度運用の見直しを考えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4ページを御覧願います。この部分につきましては、平成12年度以前に返還始期が始まった債権に係る免除の状況について取りまとめたものでございます。平成12年度以前に返還の始期を迎えた奨学金の債権につきましては、平成20年12月26日に施行しました、先ほど説明させていただきました条例の規定に基づきまして、会計年度ごとに免除決定を行い、また、借受者が亡くなられた場合につきましては、条例の第3条第2項第1号にあるように、別途、残返還額を一括して免除決定させていただきますいております。

平成25年度の免除決定額につきましては、前回の委員会で報告させていただいた件数、金額と同様でございます。再確認させていただきますと、現時点で1億5,904万9,125円で、これまでの免除決定の累積額は11億2,540万8,255円となっております。全体の免除対象額18億3,388万695円に占める割合としましては、61.4%まで免除決定をさせていただいているという状況でございます。

免除決定額の内訳につきましては、「(参考)」で挙げておりますが、①の一律免除については、平成26年3月26日に、平成24年度返還分を対象にして2,040件、1億5,786万1,125円の免除決定を行なっております。また、②の借受者がお亡くなりになられた場合の免除につきましては、残っております残返還額を一括して免除とすることといたしておりますが、1件ございまして、平成24年から平成29年度分までの返還年度分を対象にして118万8,000円の免除決定を行な

っております。

次に、「3 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正予定について」でございます。この部分につきましては、前回の委員会でも御報告をさせていただいたところでございますけれども、昨年8月から3箇年掛けまして段階的に生活扶助基準を引下げる見直しが行なわれております。

しかし、その一方で、国におきましては、この見直しに対する対応方針として、他の制度にその引下げの影響が及ばないようにすることが閣議で申し合わされていることを踏まえまして、地域改善対策奨学金に対しましても、文部科学省から引下げの影響が及ばないように対応するように要請を受けたところでございます。

地域改善対策奨学金等返還事務におきましては、先ほどから御説明させていただいていますとおり、免除事由の一つとして、生活保護基準の1.5倍以下の所得を対象にすることで、生活保護基準に準拠しておりますことから、この要請を踏まえまして、昨年8月と本年4月の2回、規則の改正を行いまして、平成25年度及び平成26年度返還分を対象にして特例措置を設けさせていただいたところでございます。

今般、3箇年のうちの最終年度、平成27年度返還分につきましても、消費税等の見直しの状況がございますが、文部科学省に確認を取らせていただきまして、同様とするとの見解が得られました場合には、今年度中に規則改正をさせていただきまして、引き続き生活保護基準の引下げの見直しの影響が及ばないように特例措置の期間延長を図らせていただきたいと考えているところでございます。

この措置によりまして、現時点の免除判定基準につきましては、平成25年8月1日改正前の生活保護基準を適用して免除判定を行なっているという状況でございます。

次に、5ページに移らせていただきます。「(参考1)」といたしまして、先ほどの1ページの「(2) 平成25年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」で御報告させていただきました件数ベースの内容につきまして、平成19年度から平成24年度までの間を対象にしまして、返還年度別に債権取組状況を一覧

表としてまとめさせていただいております。

次に、裏面の6ページから7ページにかけてでございますが、こちらでは、平成19年度から24年度返還分の返還猶予、返還免除事由の内訳をそれぞれ年度別に取りまとめをさせていただいております。

なお、今回の報告では、前回の委員会で御報告させていただいた以降、特別事由に関する新規の報告案件はございませんでしたので、事後報告案件としての個票の添付についてはしていません。

次に、7ページの中段に移らせていただきます。こちら先ほど御説明をさせていただきました平成12年度以前に返還の始期を開始した債権に係る免除の状況について、こちらは過去の分を集計させていただいております。

次に、8ページでございます。ここでは「(参考2)」として、今後の奨学金返還に係るスケジュール、平成26年12月から平成27年12月のスケジュールについて掲載をさせていただいております。

督促、催告の実施につきましては、おおむね各返還年度の履行期限となる9月末日の後、12月に督促をし、その後、約1年を掛けて3月、6月、9月、12月と合計4回程度の催告を予定しております。それでも御納付をいただけない場合につきましては、督促、催告と合わせて6月と12月の年2回、特別催告として請求手続を実施するというスケジュールで対応させていただいているところでございます。

なお、今年度につきましては、訴訟提起の対象となる滞納金額100万円以上の方がおられませんので、訴訟提起をする場合のスケジュールである【法的措置の流れ】の部分につきましては、参考として掲載をさせていただいております。

資料1に関する御報告は以上でございますが、最後に、今回5年ぶりに免除の再判定年度ということで、現在約1,000名の借受者を対象といたしまして手続を進めております。平成26年度返還分の返還手続に向けての対応の状況につきましては、履行期限が始まってまだ2.5月といいますか2箇月半ということで、まだ集計的な

ものができる状況に至っておりませんが、概況あるいは全体の雰囲気につきまして、少し口頭で御報告をさせていただきたいと思っております。

対象となる借受者の皆さまに対しましては、今年の2月から順番に事前予告ということで、今回免除申請が必要ですという案内文を送付し、6月に実際に免除の基準や申請手続、あるいは申請書類、そういうものを送付し、免除の可否についての相談業務を開始させていただいております。

案内文書の送付後、御連絡いただいた方に対しては、現在、順番に相談に応じさせていただいております。現時点では実際に面談したり、あるいは電話や書面等、何らかの形で約8割の借受者の皆さまに御説明をし、そのうち約半数を超えるくらいの方からは免除申請書の御提出をいただいたり、あるいは具体的に免除申請に向けて手続を進めていけるという状況になってございます。

特に大きな混乱もなく、順調に推移しているものと事務局としては受け止めております。しかしながら、5年ぶりに御連絡をさせていただくということで、連絡をいただけない方もおられますし、連絡をさせていただきましても、既に平成21年度の免除手続で手続が完結していると認識をされている方、あるいは改めて京都市が方針転換をされたことに対します行政不信を口にされるような方もおられまして、手続に難色を示されているという方もございますので、我々といしましては、更に丁寧な説明を根気強くさせていただく必要があるものと考えているところでございます。

次回の委員会では、10月から来年3月までの、今申し上げました1,000人の方を対象にしました状況について御報告させていただく予定にしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御報告については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただ今の「奨学金等返還事務の取組状況」について、委員の皆様から何か質問等は

ありますでしょうか。

特に皆さんございませんか。

先ほどの御説明の中で、確か返還済というか返還率ですか、それが順調にきている、向上しているというような御説明があったのですが、そういうことで間違いなかったでしょうか。

○事務局

返還率と申しますか、滞納されている方の人数につきましては、確実に減少しているのかなと受け止めております。

なかなか今まで話合いができなかった方につきまして、担当者から積極的に働きかけを行いましたので、その辺りで少し効果が出たのかなということです。話合いができない方については、人数的には減っているという判断をしております。

○山下委員長

分かりました。そうしましたら「奨学金等返還事務の取組状況」については以上のとおりということにさせていただいて、引き続き2件目の報告案件にいきたいと思います。

2件目の報告案件「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について、事務局から、御報告をよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」につきまして御報告をさせていただきます。報告事項の2番目になります。これまでから委員会で御報告をさせていただいておりますので、進捗状況を中心にして、前回の委員会の報告以後に発生しました状況を中心にして御報告をさせていただきたいと考えております。

資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。最初に結論的に現状を申し上げますと、本文3行目に記載させていただいております。現在3件の訴訟をさせていただいておりますが、いずれも全て本年度中に終了いたしまして、次回の期日である、

1 件につきましては明日になりますけれども、12月17日、もう1件につきましては年が明けまして2月12日にいずれも結審ということで、この日に判決の言渡し日が決まるものと考えておるところでございます。

それでは、そのことを踏まえまして詳細を少し、概要として御報告させていただきます。

最初に、裁判の状況につきまして、毎回御報告をさせていただいているところがございますが、少し骨子の部分について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、「1 裁判手続の実施状況」の「(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容」についての一覧表を挙げさせていただいております。

奨学金の返還請求訴訟につきましては、当委員会での意見聴取や市会の議決等の手続を経まして訴訟提起をしているところでございます。

No. 1, No. 2の2件につきましては平成24年4月16日に、また、No. 3につきましては、平成25年5月に京都地方裁判所に訴訟提起をし、現在3件の訴訟係属中ということでございます。

なお、No. 1とNo. 3の訴訟につきましては、被告側の請求に基づきまして、現在併合審理ということで、大きくは二つの法廷で審理がされているという状況でございます。

次に、口頭弁論の開催状況でございますけれども、ページをめくっていただきまして、6ページの「3 今後の審理日程等」において、これまでの経過や今後の予定についての一覧をまとめさせていただいております。下線を引かせていただいているところが、前回の委員会報告以後に新たに追加した部分でございます。

No. 1の訴訟につきましては、第12回、第13回の口頭弁論が2回開催されておりまして、第13回の口頭弁論で本人尋問が実施されております。

また、No. 2の訴訟につきましては、第12回の口頭弁論が開催されまして、ここで本人尋問の方が行なわれているということでございます。

また、N o. 3 の訴訟につきましては、N o. 1 の訴訟と併合ということで進行しておりまして、同様に第8回、第9回が併合され開催されておりまして、9回目の口頭弁論で本人尋問が実施されております。

次回期日につきましては、それぞれ一番最後に記載しております期日で開廷されるということになってございます。

それでは、資料を少しお戻りいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。今回、先ほど申しましたとおり、前回の委員会以後につきましては、本人尋問ということが一つ、実施をされております。そのことについての概要を少し御報告させていただきますと思います。

なお、本人尋問につきましては、いずれも連帯保証人である借受者の親御さんを対象にしたものでございます。また、N o. 1、N o. 3 で提起されました証人尋問につきまして、本人尋問以外にも証人申請がされておりましたが、この分につきましては、裁判所から、本人尋問で十分に被告側の主張が理解できたとして採用が見送られたという状況でございます。

それでは5ページにお移りをいただきまして、ここに本人尋問における主張について少し類型化といいますか、ポイントを箇条書きで記載させていただいております。おおむね3人とも御主張につきましては、かなり似通ったと申しますか、同様の主張でございますので、基本的にはこちらでまとめて、5項目を挙げさせていただいております。

まず、「ア 被告側（借受者）の主尋問項目」についてでございます。1点目の①につきましては、奨学金の利用につきましては、返還の必要がないとして学校の先生の勧め、あるいは隣保館の職員の確認等を受けて決心したという事実経過の主張。

また、これに関連して②では、京都市が①で行なった返還の必要がないという制度運用とか職員からの説明を受けていたにもかかわらず、10年も経ってから返還を求めている、こういうことについては詐欺的な行為であるという御主張でございます。

次に、③では、具体的な申請書類の関係でございまして、申請書に「貸与」との表記がありましたが、この部分につきましては本市の教員や、あるいは職員から「形式的なものであり、実質は給付である」と説明を受けて、それを信頼して記載をしたのだという御主張をなさっております。

併せまして④では、今回の証拠書類として提出しております申請書類等につきまして、記載や押印に被告のものではないものがある。京都市が事務の都合上、我々に断わりなく対応したものであるというような御主張をされております。

あるいは⑤では、特定の方ではございますが、奨学金の意義、役割ということを強く御主張された例もございました。

以上の5項目が被告側の主な御主張でございます。

次にこれを受けまして、原告側、京都市側の反対尋問でございますが、同様に5項目に整理させていただきまして、「イ」で掲載させていただいております。

①では、「奨学金貸与制度」と「自立促進援助金制度」、これらを組み合わせることによりまして実質給付という部分を担保してまいったわけでございますけれども、そのようになっていると御理解されていましてかということに対しまして、お一方については制度全体を一定理解していたと主張されておりますが、残る2人の方につきましては、実質給付ということは認識されておりましたけれども、どういう制度で運用されていたかということについては知らなかった、あるいは知ったのは訴訟になってからです、というような陳述がございました。

また、②では、先ほどの被告側の④の部分に対応しますけれども、書類の作成不備の主張等がございましたが、奨学金を利用する意思を持って、隣保館で奨学金を受け取っていた事実については、間違いはありませんかとお尋ねをしたところ、その部分につきましては、3人とも、そういう意図と申しますか、そういう目的で借受者御本人あるいは連帯保証人である親御さんが実際に隣保館でお金を受け取っていたということについては、いずれも認められているところでございます。

③では、保証人責任についてどう考えていますかという質問に対しましては、一般的な意味としての保証人についての理解はございますということでしたが、この奨学金の書類上の文言は不正や中途退学で返還しなければならなくなった場合に返還が必要になるものだと理解していたということで、一般的な保証人の概念とは少し異なるような御主張をされています。

また、④では、N o . 1 と N o . 3 の被告に対しまして、今回の請求で対象外となっている高校分について、京都市の条例の規定に基づきまして免除しているところでございますが、そういう認識はありますかという質問に対しまして、高校分が請求対象外であることは知っている。しかし、その理由がどういうものであるかについては知らないという陳述をされております。

最後に⑤でございますけれども、当時、国の法律の期限が失効するというところで、将来的な奨学金制度の存続をどう考えていたかというふうに質問したところ、制度の見直しがあることについては御理解をされておきまして、将来的には縮小されていくのかなと思うと。ただ、申請時点では、特にそういう説明もありませんでしたので、自分たちがそういう影響を受けることはないだろうと考えていたというような陳述がございました。

以上、簡単ではございますけれども、従来の手続書面のやりとりも踏まえまして、以上申し上げたような形での本人尋問をさせていただいたところでございます。

被告の本人尋問がこういう形で終了いたしましたので、次回で結審し、判決の言渡しが行われるということでございます。改めまして、報告につきましては以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の報告事項について、委員の皆さんから御質問はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、私から1点だけ。N o . 1 と N o . 3 が2月に結審で、N o . 2 の訴訟が明

日結審の予定。では、２月の方については存じませんが、明日結審の裁判ということになれば、おそらく年度内ということで、２月頃にはもう判決ということになるのでしょうか。

○事務局

通常、民事につきましては２箇月が目途とお伺いしておりますので、このままいけば来年２月の中旬くらいには判決が出る可能性もあるのかと考えております。

○山下委員長

当然、今回の委員会ではもう判決が出そろった状況ですね。

○事務局

次回につきましては、定例では６月ということになっておりますので、その時点ではたぶん両方共判決は出ているのかなと考えております。

○山下委員長

分かりました。引き続き、結果等は６月、次回報告があらうかと思しますので、委員の先生、ほかに何もございませんようでしたら、報告関係はここまでとさせていただいて、次に進めたいと思います。

次は意見聴取案件に移ります。１件目の意見聴取案件、議事の（２）のアですか、「海外居住者に関する免除制度の取扱いについて」、再び事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

そうしましたら意見聴取事項の１点目といたしまして「海外居住者に関する免除制度の取扱い（案）」について、御説明をさせていただきます。

資料３の１ページを御覧いただきたいと思います。この事案につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、現在約１，０００人の方を対象にいたしまして、平成２６年度返還分の返還手続というものを進めさせていただいているところでございますが、今回連絡対象者の方から、借受者御本人が海外に居住していると

ということで、免除申請に必要な書類が整わない、提出ができないといった御相談が2件続けて発生しております。

うち1件につきましては、外国籍の方と御結婚され、外国で居住されておりますので、当面日本に戻ってこられる予定がないということもお伺いしております。

これらの事実を踏まえますと、現在、国際結婚とか勤務先から海外に派遣されるという方なども増加をしておりますので、これらの状況に鑑み、海外居住者の取扱いについての検討が必要なのかなということでお諮りをさせていただきたいというのが今回の事案の発端でございます。

なお、免除制度につきましては、適用基準について国の取扱要綱を踏まえまして、本市の条例や規則で規定させていただいたうえで、事務的な取扱いにつきましては、市の取扱要綱で規定をさせていただいております。

要綱では国内居住者を対象にして、国内で発行される書類を免除申請書の添付書類として規定をしておりますことから、今回、それらの書類が発行できない場合の国外居住者の対応ということが課題になっているということでございます。

免除申請に必要な添付書類につきましては、資料3ページの1の(1)に、類型化をいたしまして掲載をさせていただいております。大きくは2種類の資料でございますけれども、市町村長が発行いたします「①住民票」や「②課税証明書」。これらの書類につきましては、基本の書類ということで御提出をお願いしているものでございます。

なお、これらの書類で確認できないような個別事情の部分につきましては、生活保護を受けていらっしゃる方につきましては、「③生活保護受給証明書」であったり、あるいは扶養関係の確認のため「④その他市長が必要と認める書類」として、「健康保険証の写し」。また、免除申請につきましては、免除申請の時点での状況判断をベースにしておりますので、前年収入の証明である課税証明の時点とは少し基本的な隔たりがございます。課税証明書の対象期間以後に就労を開始されたような方につき

ましては、④の書類として、直近の給与明細書の写しを3箇月分提出していただくといった形での対応をさせていただいているところでございます。

これらの書類のうち、基本となります「①住民票」や「②課税証明書」につきましては、いずれも国内居住者を対象にしてそれぞれ発行されるものでございますので、出国をされますと法の定めた対象期間後は発行されません。この時点の対応が課題となっているということでございます。

それでは、今回御相談をいただきました二つの事例について、少し御説明をさせていただきます。1ページの「2 具体的な相談事例と検討事項」で挙げさせていただきます。

1件目の事例1についてでございますが、この案件につきましては、女性の方で外国籍の方と結婚され、現在は海外に居住されておられますが、そちらでは、お仕事もされておらず、当面、日本に帰ってこられる見込みというのはないように伺っております。

また、お住まいの国につきましては、個人課税制度というものがございませんので、日本におけるところの課税証明書のような制度がないということで、課税証明書は発行はされないという状況でございます。

不就労、または無収入の証明といたしましては、現在課税証明書などを活用させていただきますして判定をさせていただいているところでございますけれども、本件借受者については、就労不可の査証、就労が認められていない査証を確認することで、確認してもらえないかというお申出を連絡対象者の方から、いただいているところでございます。

なお、医療保険制度につきましては、詳細が明らかになっておりませんので把握できませんが、日本国におけるような扶養関係が確認できるような仕組みにはなっていないと考えているところでございます。

この事例におきます課題といたしましては、不就労等で借受者御本人が配偶者の扶

養になっておられる場合につきましては、父母世帯の所得等で免除判定を行うという仕組みになっております。不就労等の状況について、就労が禁止されている査証で、今回認めるかどうかという点がポイントかと思っております。

事務局といたしましては、国外での不法就労ということもなかなか通常考え難いことから、就労禁止の査証をもって不就労、あるいは無収入の判断をさせていただいても、今現在行っております国内の居住者についての取扱いとの不均衡も生じないかなと考えておりますので、挙証資料として取扱いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、2 ページにお移りいただきまして、事例 2 でございます。従来から同様の事案については、何回か相談がありましたが、結果的には短期で帰国されたため、これまで免除判定はしていなかったものでございます。

内容といたしましては、昨年までは御両親と生活をされ、その扶養家族であった方が、今年度に入ってから出国をされ、海外で仕事をされているということでございます。このために当然、住民票も出ませんし、課税証明書につきましても前年度の無収入の状況しか把握していないということで、未申告という形で上ってきているという状況でございます。

また、当該国では健康保険証につきましても、被用者保険がありませんので、課税証明書と同様に日本の保険証で確認できるような扶養関係の判定というのは、現時点では難しいのかなと考えているところでございます。

連絡対象者からは、御本人の考えとして就労許可のある査証の写し、あるいは国外で発行されている給与明細書、それらの書類の中で確認をしてもらえないかと申出を受けているということで、国外で仕事をされている場合、国外の給与証明書で認定をするかどうかということでございます。

この事例における課題につきましては、通常、国内の居住者の方とも遜色はないわけでございますけれども、1 点違っておりますのは国内の給与明細ではなく、国外の

給与明細であるということでございます。外貨レートの関係といたしますか、円への換算が必要になってくるという部分が、次に入ってくるのかなと考えているところでございますが、提出される給与証明書が国外か国内かということで区別をするということのも課題だと思いますし、借受者の御負担や返還事務の円滑な履行ということを考えますと、特に遜色をつける必要もないのではないかなということで、事務局としては、取扱いをさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、この事例の課題を検討させていただくに当たりまして、他に類するところでどういう取扱いをされているのか、少し確認をさせていただきましたところ、日本学生支援機構の取扱いについて、ホームページ等で確認しましたので、少し内容を同機構に聴取させていただいています。同機構では、免除ということではなく、年間の給与収入額が300万円以下の方を対象にいたしまして、返還猶予の手続を行なっておりますが、借受者が海外居住者である場合に、課税証明書に代わるものとして就労・非就労の別に分けたうえで、給与明細書等が出る方につきましては、アのとおり、それを円換算することによって収入判定を実施しておりますし、就労されていない方につきましては、イのとおり、就労不可の査証の写し及びその事情を書いた事情書の提出ということで対応をされているということでございます。先ほど申しましたとおり、借受者の御負担軽減あるいは返還事務の円滑な執行と申しますか、手続をしていただくという部分を踏まえますと、学生支援機構と同様の取扱いをさせていただいても差し支えないのかなと考えているところでございます。

その取扱いをベースにいたしまして、どのように取り扱うかということを「4 国外居住者の対応について（案）」で、お示しをさせていただいております。基本的に免除の基準であるとか考え方については、国内・国外で分ける必要がないと考えられますので、後は要綱で定めております必要書類の部分を、国外に出ておられるという方について特例として、その際には対象となる書類の代替と申しますか、幅を広げさせていただきたいと考えております。

ただ、国外の税制度であったり、医療保険制度というのは、日本と比べると相当違いもございます。また、査証といっても国によって査証の対象、認められる期間であったり、発行できる種類等もかなり開きがございますが、あくまで国内居住者と同様の判定ができる場合に認めさせていただくということが前提になると考えますので、「市長が免除制度の適用ができると認められるものに限り」ということで、適用については限定をさせていただきたいと考えておるところでございます。

再確認させていただきますと、「(1) 対象者」につきましては、国外に居住し、また、居住していたことにより免除申請書に添付を求められている、先ほど申しました「住民票」、あるいは「課税証明書」等、それらの証明書の発行を受けられないような借受者の方を対象といたします。

「(2) 免除判定資料」につきましては、「ア 住民票の代替書類」について、住民票の除票、あるいは査証の写しというものを御提出いただく。

次に、「イ 課税証明書等の収入判定資料の代替書類」について、課税証明書に代わるものとして、「①就労者の場合」と「②非就労者の場合」に分けまして、これは日本学生支援機構の取扱いを参考にさせていただいておりますけれども、就労の場合につきましては、国外で発行されている給与明細を円換算させていただいたうえで、代替資料として取扱いをさせていただくということを検討させていただいております。

なお、海外収入の円換算につきましては、日本学生支援機構あるいは国税でも一定の手続が整備されておりますので、そういうものを参考にして取扱いをさせていただきたいと考えております。課税証明書につきましても、国外発行ということで、英語でしたら我々もなんとかなる部分もございますが、色々な国がございますので、原則、日本語訳を添付していただくということを一定の条件といたしまして、認定させていただきたいと考えているところでございます。

なお、非就労の場合につきましては、これも日本学生支援機構の取扱いに準じておりますけれども、就労不可の査証、あるいは当該国で、どこまで把握できるかという

のはそれぞれ違いがございますけれども、日本でいうところの扶養状況が確認できる書類、そういう書類に事情書というものを付けていただいたうえで、確認をさせていただけたらと考えてございます。

なお、「ウ その他市長が必要と認める書類について」は、これら以外にもどんな書類があるか想定できない部分もございますので、繰り返しではございますけれども、国内居住者の方と同じような形で公式な書類が確認できるのであれば、その部分についてはできるだけ借受者の御負担を排除しながら、前向きに積極的に対応していきたいなと考えているところでございます。

以上の部分につきまして、委員会の御意見をいただきましたら、最終的には要綱で申請書に必要な添付書類を規定してございますので、この部分についての要綱改正をし、書類の読み替えができるような規定整理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

おめくりいただきました4ページには、日本学生支援機構の関係、あるいは現在の取扱要綱について参考として挙げさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。委員の皆様、ただ今の意見聴取案件について御質問等がございますでしょうか。

○田多委員

3ページの「(2) 免除判定資料」のイの「②非就労者の場合」の※印の2行目なのですが、「借受者が扶養しているものとして取り扱います」という文章なのですが、借受者が（非就労なのに）扶養できるのかなと、少し分かりにくかったのですけれども。

○事務局

少し説明をはしょらせていただいております。申し訳ございませんでした。

この部分につきましては、女性の方等が外国籍の方と結婚して行かれた時に、日本ですと税の証明書とか保険証などで扶養関係が確認できるのですけれども、そういう制度がない場合に、特に同一の世帯というか住居で生活をされているという中で、一定の収入がなければ、たぶん日本でいうところの扶養関係はあるのだろうと。その部分の認定については所得の有無で判定をさせていただこうかなと、少し参考の取扱いとして記載をさせていただいたものでございます。

例えば、税等でしたら、配偶者控除を取られていたら扶養関係と認定をさせていただいているのですけれども、なかなか海外へ行かれますとそういう扶養控除という制度が、先ほど言いましたように、個人所得課税自体がない国もございますし、あったとしても、基本的に御本人を中心として税制度が組まれている国が多いと聞いておりますので、日本でいうところの配偶者控除的なものがあるのかどうかという部分もございます。

ただ、国外にそういう制度がないからといって、日本国内の場合であれば認められる状況をあえて否認するというのも少し不均衡かなということで、一定、同じ住居で生活をされておきまして、配偶者の方に特に所得がないと判断できれば、たぶん一方の配偶者の方に扶養されているのではないかと考えているところでございます。

○西田委員

今の件は用語の使い方ですが、「借受者が扶養している」ということじゃないでしょうか。

○事務局

おそらく先生がお尋ねになられましたのは、借受者が「非就労者」なのに、この※印では借受者が扶養しているものと取り扱いますというふうに読めるのではないかと、それでいいのかという、そういうお話ですね。

申し訳ございません、今も色々御説明させていただいたのですが、少し書いてあるところが不適切だったのかもしれないのですけれども、借受者が「非就労者」ではな

くて、借受者が「就労者の場合」、例えば奥さんやお子さんが一緒に行かれますね。
つまり借受者本人の奥さんやお子さんが「非就労者の場合」、その奥様とかお子様、
お子様は小さいですから働けないということになります。奥様も非就労の査証をお持ちである場合は、借受者の方が扶養しているとみなすということはこの※印で書かせていただいております。

主語が、申し訳ございません、資料上飛んでおりますので、少し分かりづらかったかと思います。誠に申し訳ありません。

ですから大きくは、借受者が「就労者の場合」、借受者が「非就労者の場合」とで①、②と分けてあるのですが、この※印のところだけは、実は①借受者が「就労者の場合」に、そのほかの方が「非就労者の場合」、非就労者の方を扶養しているとして認定をしますよということを、この※印で書かせていただいていると御理解いただければということでございます。

○田多委員

それなら分かります。

○事務局

ですから書く場所が、もしかしたら①に書かせていただいた方が分かりやすかったのかもしれないと思います。

○山下委員長

ただ、今の点だったら借受者が就労者だから、そのケースだと就労不可の査証の提出とは誰のことを指すのですか。

○事務局

奥さんであるとか、大きいお子さんがいらっしゃった場合は、そのお子さんになります。

○山下委員長

つまり借受者御本人ではなくて、同居家族のことでしょうか。

○事務局

申し訳ありません、借受者御本人が海外などにずっと仕事で出られたときに、家族の方がおられるような場合等ですと、日本国内の様な課税証明書とか医療保険証がなければ扶養関係が判定できないというような場合がございます。

この※印の主語の部分については、先ほど和田が申し上げたように場所があまり適切ではなかったので、誤解を生じるような形になっておりますけれども。世帯で海外に赴任されたような時に、借受者とその御家族がいて、そういう場合を想定したものを書かせていただこうと思っていましたが、位置が悪かったので分かりにくくなってしまいました。その部分については少し、そういう条件付きのものということで御理解を賜ればなと思っております。

○山下委員長

よろしかったでしょうか。

○事務局

大変分かりづらい資料になって、申し訳ございません。

○西田委員

質問というよりも、願いの確認というか。この海外居住者の場合については、確かに国内と違っていろんな国がある。国によって法制度やその他が色々異なるので、取扱いとしては非常に難しいとは思いますが、説明の中でおっしゃられたように、余り代替資料になるものを限定するのではなくて、要は国内の居住者と同等の判定ができると分かればいいので、借受者の負担ができるだけ煩雑にならないければ、私はそれで充分ではないかなと。

要は、恣意的に云々ということはもちろん許されるものではないですけども、余り杓子定規にやってしまうと手続的な問題で、またトラブルが起こるということも考えられますので、その辺りは十分に対応をお願いしたいと思います。

○事務局

分かりました。我々としまして、どんな書類が代替できるかというのもございますけれども、先生の御指摘のとおり、借受者の手続上の負担というものにつきましても、十分考慮したうえで運用を図ってまいりたいと考えております。

○山下委員長

もう御質問はないでしょうか。

それでは意見の聴取ということですので、今西田先生からの御意見がありました、ほかの先生は御意見はありますでしょうか。

これは議案ですので委員会としての承認・不承認を決めないといけませんが、どうでしょう。

私は、個人的には、免除判定資料の案として特に問題はないように思っておりますが、ほかの委員の皆さんも同じ御意見でしょうか。

そうしましたら、委員会としてこの「海外居住者に関する免除制度の取扱いについて」の事務局の案について承認することにいたします。

引き続きまして、最後の議案になりますが、2点目の聴取案件「特別な事情による猶予に関する個別審査について」について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

委員会に申し上げます。この個別審査の案件につきましては、借受者のプライバシーに配慮する必要があるございますので、審査は非公開でお願いしたいというように思います。

○山下委員長

ただ今事務局から本件の議題については、借受者のプライバシーの配慮から非公開の審議を求めるという御報告がありました。委員の皆様、個別事案の審議ということで、借受者に対するプライバシーの保護が必要と認められますが、非公開ということでよろしいでしょうか。

では、委員の皆様の御承認がございました。個別審査ということで、非公開で行う

ことといたします。

それでは個別審査については、一応、非公開ということにしまして進めますが、先に「その他」に進みます。

せっかくの機会でございますので、全体を通じて今回の監理委員会に何かお気づきの点とかがございましたら、よろしくお願いします。まず、委員の皆様、何か今回の委員会全般について何かございませんか。

特にないようでしたら、事務局からいかがでしょうか。

○事務局

今回の委員会の了解事項及び議事録につきまして、事務局で案を作成し、委員長に御確認をいただいたうえで公表をさせていただくこととしておりますので、御了承のほどお願いをいたします。

この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲で公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、次回の委員会の日程でございますけれども、平成27年6月頃を目途にして開催し、平成26年度返還分の取組状況や訴訟の状況等の御報告をさせていただく予定でございます。

○山下委員長

はい、西田委員，どうぞ。

○西田委員

先ほどの件なのですけれども、取扱要綱の改正を行う予定があるということなので、この取扱要綱が改正されたときに、この取扱要綱の了承というか承認というか、その手続はどうなるのですか。

改正された取扱要綱で今後されると思うのですが、要綱が変わるので、その点については、我々にどういうアクションがあるのかということだけ、教えて欲しいのです。

○事務局

要綱自体の改正につきましては、京都市の決定でございますので、京都市でさせていただこうと思っております。要綱改正の実質的な中身の部分につきましては、意見聴取案件ということで、今御説明させていただいた中身についての改正、この部分についてさせていただくことの意見聴取をさせていただきました。御承認いただければ、その範囲内での要綱改正ということでさせていただきたいと考えております。

次回から、要綱案も添付させていただいた方がいいかなと思いますので、委員会に同時に諮らせていただくような形で、取り扱いをさせていただきたいと思います。

また、改正後の要綱につきましては、先ほどの生活保護の引下げに伴う制度改正の部分もございますので、どこかの時点で、委員会にも資料提供という形で送付等をさせていただきたいと思います。

○山下委員長

その点については、よろしくお願いします。

特に、ほかの委員の皆様、御質問、御意見ありますでしょうか。

それでは、ここからは「特別な事情による猶予に関する個別審査について」、非公開で審議したいと思います。傍聴者並びに報道関係の皆様、おられましたら、ここで退出していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮した表現に一部修正しています

○事務局

それでは、失礼いたします。現場を担当しております、担当課長の和田と申します。ただ今お配りいたしました資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

ただ今「特別な事情による猶予に関する個別審査」について、審査資料を配布させ

ていただきました。その資料に基づき御説明いたします前に、特別な事情の返還猶予の制度につきまして簡潔に御説明をさせていただきたいと思います。

お手元に冊子がございます。薄い冊子がございますけれども、こちらに緑色の付せんが付いているかと思ひます。開けていただきますと、この返還事務に関しまして京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱がございます。この第14条第1項第2号でございますけれども、「前号に掲げるもののほか」、すなわち「所在不明又は長期間不在」のほか、「条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき」、「当該借受者の債務を猶予することができる」とされてございます。ここまでよろしゅうございますか。

この規定に基づきまして、お手をかけて申し訳ございません、こちらの分厚い冊子、同じように緑色の付せんの部分をお開きいただければと思っております。

こちらに、先ほどの要綱の運用を定めてございまして、平成22年11月の第4回委員会におきまして、「所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱い」について、定めていただいております。

まず、「趣旨」、次に「検討に当たっての前提条件」、「考慮すべき背景」等を書いたうえで、次のページでございますけれども、(3)にございまして、「A 制度を正確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかったと認められる場合」、あるいは「B 履行期限までに制度を正確に理解できず重大な誤解をしていたとの告知があった場合」、「C 履行期限後に連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者と異なる意思表示をした場合」、こういった類型化をいたしまして、下の「4 監理委員会の付議の手続」でございますが、原則といたしまして一つ目の○でございますが、当委員会で事前審査いただきましたうえで、返還猶予の措置を採ることが原則になってございます。

ただし、二つ目の○にございまして、既に「返還猶予の承認をいただいた事例

と同様の経過があったと認められるものについては、監理委員会の事前審査を経ずに」
猶予後の事後報告でよいということを定めていただいております。

以上が特別な事情の返還猶予制度の定めと運用の概略でございます。これまで、
一番最近で言いますと、平成23年の6月に開催されました当委員会で事前審査をお
願いして以降は、同様の経過であったものばかりでございましたが、今回新たに「連
絡対象者の傷病」というケースが発生いたしましたので、今回18件目の審査案件と
して審査をお願いするものでございます。

先ほど、後でお配りをいたしました資料に基づきまして、以後御説明をさせていただ
きたいと存じます。

「報告No. 18 連絡対象者の傷病」という特別な事情でございます。1枚おめ
くりをいただきまして、個票に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、「猶予する奨学金の対象年度」でございますが、2行目に書いてございませ
うとおり、「平成23～24年度返還分（高校分）」でございます。

次に、「1 経過」でございますが、まず「(1) 奨学金の貸与及び制度見直し前
の返還手続」でございます。

アに記載のとおり、この借受者につきましては、高校分と大学分の奨学金の貸与を
受けられまして、平成18年度から返還を開始されております。このうち高校分につ
きましては、イに記載のとおり、平成21年度の制度改正前から免除制度がございま
す国奨学金を御利用いただきましたため、平成18年度、つまり返還開始直後に5年
間分、平成18年度から22年度分までの5年間分でございますが、免除決定を受け
ていただいております。一方、ウに記載のとおり、大学分につきましては、制度改正
前は免除制度のない市奨学金をご利用いただきましたので、自立促進援助金の支給に
より返還を受けていたという経過でございます。

「(2) 制度見直し当初の返還手続（大学分）」でございますが、平成21年度の奨
学金制度改正後、援助金が廃止をされましたので、大学分の返還手続を依頼いたしま

したところ、平成21年から25年度分の免除申請書類につきまして、平成21年9月に連絡対象者を通じて郵送で提出をいただきましたので、返還免除を決定いたしております。なお、制度見直し当初の申請に当たりましては、本来、直接面談をいたしまして制度変更のお詫びと説明を行なっておりました。本市職員が何度かこの連絡対象者宅を訪問する等連絡を取っておりましたが、結果としては一度も直接お話しはできず、郵送のやりとりのみで手続が終了いたしております。

続きまして「(3) 高校分の返還手続」でございます。アに記載のとおり、高校分につきましては、平成23年度からの手続のお願いをすることになりますので、平成23年8月から連絡対象者への連絡を始めたところでございます。当然、免除案内を郵送する等しておりましたが、直接お会いしたことがなかったため、お会いして直接御説明をしようと訪問する等しておりましたが、連絡がつかない状況が続いておりました。

次に、イに記載のとおり、その後も訪問を繰り返す中で、ようやく平成25年1月以降に、2回、連絡対象者と面談することができました。しかしながら、連絡対象者は、担当者からの説明や問いかけに対する反応が薄く、相づちを打たれる程度の反応しかされませんでした。なお、この連絡対象者の方について、面談している間も手続自体を否定されるわけでもない。御年齢もまだお若い方でございます。外見上も、後ほど申しあげますが、特段、傷病あるいは障害があるようには見受けられなかった、というような状況でございました。

面談では、「私ども京都市から、直接借受者本人様に御説明をして、お手続をいただきます」との申入れもさせていただきましたけれども、「それはちょっと」といった否定的な雰囲気でもございましたので、連絡対象者に手続をお願いしまして面談を終えておりますが、その後も具体的な返還手続が進まなかったのが経過でございます。

こうした状況の中で、「(4) 連絡対象者の傷病の判明」の部分でございますが、今年の7月に連絡対象者とようやく3回目の面談を行うことができました。

しかしながら、やはり連絡対象者の反応が薄く、体調が少し悪いようにもお見受けできましたので、私ども職員が連絡対象者の方に「健康状態はいかがですか。」というようなことをお伺いいたしましたところ、「私には実は障害があるのです。」ということで、障害者手帳等をお示しいただいたところでございます。

それを拝見させていただきますと、平成21年に疾病による言語障害等の障害を発症されておりまして、障害年金、これは音声言語機能の障害が認定されておりましたが、その障害年金を受給されていることが判明をいたしております。ただし、障害者手帳交付は平成25年ということでした。

この音声言語機能の障害による障害年金ということですが、どの程度の障害かといいますと、音声言語に著しい障害を有する状態の方が該当いたします。具体的には、気持ちを伝達するのに身振りですとか、字を書く、そういった補助動作を必要とするような方が該当されます。

こうした連絡対象者の障害が判明いたしましたので、「(5) 返還手続の支援及び借受者本人への連絡」のアでございますが、今後の具体的な手続を改めて丁寧に御相談するために、翌月、8月に改めて訪問をいたしました。その際、連絡対象者から「きちんと手続ができるか不安なので、手続を手伝ってほしい。」という旨のお申出がございましたので、例えば申請書の書き方はもとより、添付書類、具体的には先ほどもお話がございましたように、住民票ですとか、あるいは課税証明でございますけれども、そういったものを役所に請求するための請求書の準備をいたしてございます。

また、これらの書類の請求につきましても、本市職員が同行する等、懇切丁寧な、できるかぎりでございますが、支援を行なったところでございます。

こうした支援の結果、本年9月に返還免除申請を受理いたしまして、10月に平成25年から30年度返還分まで（高校分）の返還免除決定を行うに至ったところでございます。

ただ、傷病のある連絡対象者に今後も御負担をお掛けすることはいかがかという思

いも私どもにございましたので、免除決定後、改めて先月、11月でございますが、
イに記載のとおり、連絡対象者のお宅を訪問した際に、市外に住んでおられます借受
者の兄弟姉妹の方、この方自体も借受者でございますけれども、偶然来られておりま
した。

そこで、私どもといたしましては、連絡対象者に御了解をいただいたうえで、この
兄弟姉妹の方に対しまして、奨学金を御利用いただいたという事実ですとか、ある
いは返還制度の説明を直接行なわせていただきまして、連絡対象者が障害もお持ちだ
ということで、一番最近では今後5年後に改めて手続が必要なので、今後の手続はあ
なたと、本件借受者のお2人にお手続をいただけませんかというようなことをお願い
しましたところ、兄弟姉妹の方から「分かりました」と。「私と借受者本人の2人で
今後は手続をさせていただきます。」というお申出をいただいたというところでござ
います。

最後に、「2 特別な事情による返還猶予の適用理由」についてでございます。連
絡対象者は履行期限までに平成23、24年度分の免除申請を行なっていただけませ
んでしたが、その理由はこの個票の1の(4)に書かせていただいておりますとおり、
疾病ないしは障害によりまして、手続が行なわれなかったということによるものでご
ざいますので、先ほど見ていただきました、要綱第14条第1項第2号に定めます
「やむを得ない理由」に該当するものと認められると考えてございます。

なお、個票の一番下、(2)に記載のとおり、今後の返還手続につきましては、借
受者本人が返還手続に応じていただけるということになりましたため、今後、連絡対
象者に新たな負担をお掛けすることはございません。

なお、蛇足ではございますが、この間の状況を連絡対象者と借受者の兄弟姉妹の方
から少しお伺いをいたしております。連絡対象者の方からは、次のように伺っており
ます。

「平成21年までは健康で、手続ができたけれども、その後すぐ病で倒れ、障害を

負ってしまった。以前は、借受者も借受者の兄弟姉妹も私と同居していたが、どちらも市外に転出してしまったので、うまく手続のことを伝えられなかった。私の外見からは傷病が分からないこともあって、京都市の担当者にもなかなか事情を説明できなかったけれども、説明できた後は手厚い支援をいただいたので手続ができた」。こういうようなことでございます。

また、本件借受者の兄弟姉妹の方からは、「奨学金を利用していたこと自体は知らなかったけれども、今回きちっと話を聞くことができた。連絡対象者は傷病があるので、私や借受者本人が進学に奨学金を利用した以上、手続については、私や借受者本人が直接応じなければと思った」というふうにお伺いをいたしております。

審査案件の御説明は以上でございます。今回の審査につきましては、冒頭申し上げましたとおり、過去に同様の経過がなかったということで、新たに「連絡対象者の傷病」というケースで審査をお願いいたしているものでございます。

ただ、先ほど見ていただきました平成22年11月にお設けいただきましたA、B、Cといった類型自体につきましても、設けてから今日まで4年が経過いたしております。また、本日御説明いたしましたとおり、返還請求訴訟も近く結審ということでございますので、今後、事務局におきまして、こういった類型を見直す必要があるのかどうか、こういった点を今後検討してまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○山下委員長

ありがとうございました。では、今の案件につきまして、御意見あるいは、御質問、何でもけっこうでございます。委員の先生方、ございませんでしょうか。

はい。では西田委員。

○西田委員

単純な質問なのですが、今回の案件の中の「(4) 連絡対象者の傷病の判明」

のところで、今回の審査には直接関係がないのですが、平成21年に疾病を発症されていたということと、ただし障害者手帳の交付は平成25年とこういうことになっていきますね。

その間に相当のタイムラグがありますね。私は障害者手帳というのは見たことがないのですけれども、障害者手帳には等級と、何年に発病したといった時期は書いてあるのですか。

○事務局

まず、一つ目の、それぐらいのタイムラグが生じるのかどうかというお話ですが、私は以前、障害福祉を担当していましたもので、当時とそれほど変わっていないと思うのですけれども、傷病によりまして時間がかかるものもございます。

障害というのが症状固定を基本的にしてから、もうこれ以上改善の見込みがない、昨今色々耳が聞こえるようになったとか、そういうことがマスコミでもございましたが、基本的には症状固定して改善が見込めないということが判断されてから、障害であるということが認定されますので、この連絡対象者自身がどれぐらいのタイムラグが本当に必要だったのか、一概には申し上げられませんが、場合によってはそういうことが、それぐらいの時間がかかることがあるというのが一つでございます。

もう一つは、障害者手帳に等級や交付日が書いてあるのかということでございますが、障害者手帳に記載してございます。また、この方は障害年金を同時に受給されておられますが、障害年金証書につきましても、いつ症状固定して、例えば何年何月に、この証書の障害基礎年金を受給することが決定しましたと。けれども、それは通常は遡って時間がかかりますので、いついつ分から支給をしますよとか、そういったことが通常書かれております。

したがいまして、委員の御質問の点につきましては、そういった関係書類によりまして、いつから障害が発生したかというのは一応確認できるというのがお答えでございます。

連絡対象者からも、「直後に病で倒れ」と聞き取っておりますので、そういった客観的な資料と聞き取りから、平成21年に病でということを表現させていただいたところでございます。お答えになりましたでしょうか。

○西田委員

分かりました。

○山下委員長

他の先生、いかがですか。では、田多委員。

○田多委員

疑問なのですが、高校分の奨学金は国の奨学金と書いてあるのですが、その国の奨学金であっても京都市が請求するのでしょうか。

○事務局

当時、制度改正前でございますが、国の奨学金と市の奨学金がございました。何が違うかといいますと、国の制度は当然、所得判定とかが入っておりましたので、市の奨学金を部分的に入れていっていたわけでございますが、入り口の広さがちょっと違います。

簡単に言いますと、国が狭くて、それで救えない分が市と御理解いただければ、大きくは間違いないと思います。

そうしますと、国の奨学金を使いました方が、特定財源ということで国からお金が来ますので、京都市にとっては有利ということになってまいります。

したがって、当時は国の奨学金を使える方でしたら、国の奨学金をまず使っていただくと。ただそれが使えない方については、市の奨学金で、私どもフォローしておりましたので、それを使っていた。今申し上げました使い分けをしていたと御理解いただければと思います。

この方につきましては、高校分については、国の奨学金だったのですが、大学分については市奨学金を使っていたので、当時は、市奨学金は国の

免除基準を判定して返還免除をするというようなことはなかったわけでございます。

いずれも、京都市が国からの補助金をいただいてやるか、それとも市の単費で事業をやるかという違いでございますので、いずれも京都市が窓口、あるいは事業主体になって手続と実際の対応をしていたというのが当時の実態でございます。

前段が長くなって申し訳ございません。以上でございます。

○山下委員長

では、私からも、これは質問と意見が混ざるのですけれども、今回の連絡対象者は言語障害のある若い方ということですが、別に意思能力は、認知症とかそういうことはまったく問題ない方だったのでしょうか。

○事務局

はい、私ども科学的にはなんとも言いようがないのですけれども、先ほど言いましたように、聞き方によってはちゃんと受け答えをしていただけますし、外形的にもお住まいのところへ行きましたら、日常生活も通常通り送っておられるのかなと思っておりました。

おっしゃるように意思能力という点では問題ないと、私どもは判断をいたしております。

○山下委員長

今後、高齢社会の中で連絡対象者の方も高齢になっていくと、本当にそういう意思能力に問題が起きるような方も出てくると、またこのような意思疎通が大変困難になったりする。そうすると後見人をつけるとか、そういう手続になるかもしれないので、こういう案件はもっと今後も増えてくるのではないか。少しそういう気がしたものですから、意見とともに申し上げました。

後、藤原委員、特にないですか。

それでは、これはまた承認・不承認という議事ですけれども、どうでしょうか。今回のケースは非常にこういう経過に合理性が認められるとは思いますが、委員の先生

方，特に問題はないでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら審議番号１８については，当委員会としては承認することといたします。

それでは以上をもちまして，第１２回の会議を終了させていただきます。本日は長時間にわたり，御出席賜りましてありがとうございました。